

2005年8月12日

全国労働組合総連合
議長 熊谷 金道

兵庫県労働組合総連合
議長 畦布 和隆

ネスル日本労働組合
本部執行委員長 笹木 泰興

経済開発協力機構日本国連絡窓口
(OECD日本NCP)
厚生労働省国際課御中

写：内閣総理大臣殿
厚生労働大臣殿
外務大臣殿
経済産業大臣殿
OECD理事会事務局御中
スイス国連絡窓口(スイスNCP)御中

申立書

一、申立の趣旨

ネスレS.A.とネスレジャパンホールディング株式会社は、OECD多国籍企業行動指針の「雇用および労使関係」1(a)、
「雇用および労使関係」4(a)、
「雇用および労使関係」8、
「雇用および労使関係」2(a)、(b)、
「雇用および労使関係」3、
「情報開示」4および5、に違反しています。

このOECD多国籍企業行動指針違反に関して、OECD日本国連絡窓口(日本NCP)が、OECD理事会決定の手続きに従って、当事者を含む関係者との協議の場を設定すること、関係両国のNCPの協議を行うこと(その内容を通知すること)、問題解決のための調停(合意に至らない場合には勧告の発出)を行うこと、を求めます。

二、OECD多国籍企業行動指針違反の事実

「雇用および労使関係」1(a)は、次のように定めています。

労働組合及び他の誠実な従業員の代表によって代表される従業員の権利を尊重し、また雇用条件に関する協約を締結することを目的として、当該従業員の代表と個別的に又は使用者の団体を通じ、建設的な交渉を行う。

「雇用および労使関係」4(a)は、次のように定めています。

a) 受入国の類似の使用者が遵守している雇用及び労使関係の基準よりも低くない基準を遵守する。

「雇用および労使関係」8は、次のように定めています。

従業員の正当な代表者が、交渉中の事項につき決定する権限を有する経営者側の代表と団体交渉又は労使関係の問題についての交渉を行い、労使相互の関心事項について協議することを可能にする。

1．従業員の権利を侵害

ネスレジャパンでは、従業員の権利が守られていません。

介護をかかえる労働者の遠隔地配転強要----ILO156号条約にも違反する人権侵害、労働権侵害。神戸地裁姫路支部の判決（平成17年5月9日）によっても断罪されています。

労働組合役員（富田・栗村・小山氏）の不当解雇

国際労働基準にも反する人権侵害、労働権侵害でもあります。

島田工場の取り囲み等の人権侵害、組合攻撃、姫路工場における組合員攻撃 = 従業員を「多数動員」して「取り囲み」、「威嚇」行為をさせています。

これは職場で労働組合員を攻撃する異常な体質によるものです。

ネスレジャパンでは20年にわたる賃金差別が続いています。ネスル日本労働組合の組合員の賃金が不当に低く抑えられています。

この他にも、別紙「被害一覧」にあるようにさまざまな権利侵害がおこなわれています。

ネスレジャパンの子会社であるネスレコンフェクショナリー株式会社におけるパート労働者の不当解雇に関してもネスレジャパンの指導監督責任は重大です。

2．労使関係の基準を蹂躪

ネスレジャパンでは、労働組合否認、組合間差別など、法律上順守すべき労使関係の基準を踏みにじるさまざまな不当労働行為がおこなわれ、公的機関による判断にもかかわらずその体質は改まっています。

不当労働行為として断罪された事例は別紙「ネスレ不当労働行為命令判決一覧」。

3．不誠実団交

ネスレは会社側交渉委員に権限のない管理職を出席させることで、「交渉中の事項につき決定する権限を有する経営者側の代表との団体交渉をおこなうことを可能にする」という基準を踏みにじています。これは上記不当労働行為の一部である不誠実団交を構成するものでもあります。

「雇用および労使関係」2(a)、(b)は、次のように定めています。

a) 従業員の代表に対し、有効な労働協約の作成を助けるために必要な便宜を提供する。

b) 従業員の代表に対し、雇用条件に関する有意義な交渉のために必要な情報を提供する。

「雇用および労使関係」3は、次のように定めています。

従業員及び従業員の代表に対し、これらの者が構成体の、又は適当な場合には企業全体の業績に関する真正かつ公正な見解の獲得を可能ならしめる情報を提供する。

「情報開示」4および5は、次のように定めています。

4．企業は…、以下の事項に関する重要な情報を開示するべきである。

a) 会社の財務及び事業結果、b) 会社目標、c) 主要株主と議決権、d) 経営陣及び主要役員とその報酬、e) 予見可能な重要なリスク要因、f) 従業員その他当該企業の参画者に関する重要な問題、g) 企業統治の構造と政策

5．企業は、以下が含められる追加的情報を公表することを奨励される。

a) 社会・倫理・環境面での企業政策及び企業が採用するその他の行動規範に関する情報を含む、事業行動の理念又は規則に関する一般向け声明。これらに加えて、これら声明の採択日付、これら声明を採用する国及び構成体、企業のこれら声明に関連しての成果もまた公表され得る。

b) リスク管理と法律の遵守のための制度に関する情報、及び事業行動に関する声明又は規範に関する情報

c) 従業員及びその他の企業参画者との関係に関する情報

4 . 情報開示の拒否

ネスレは従業員に対しても、国民・社会・地域・自治体に対しても必要な情報の開示を拒否しています。

ネスレは、団体交渉で労働組合が賃金に関する最低限の情報（従業員の平均基本給額など）を公表するよう求めても拒否しつづけています。

ネスレは8年にわたってそれらの情報を秘諾しつづけています。これは「不誠実団交」（不当労働行為）であるだけでなく、指針で例示されている事項すら開示しないという点で社会的な要請に背を向けるものです。

ネスレジャパンは2000年に、持株会者（ネスレジャパンホールディング株式会社）、製造会社（ネスレジャパンマニファクチャリング株式会社）、販売会社（ネスレ日本株式会社）、事務会社（ネスレジャパンアドミニストレーション株式会社）の4社に分割されたが、従業員の地位、労働条件、労働債権の責任・当事者会社等について、ネスレは従業員に何も説明していません。（この問題に対して静岡地労委や茨城地労委は、「（社員と各会社との）各法律関係について具体的に説明すべき」として、この件を含めた組合の団体交渉要求に応じるよう命じています。）ネスレは本件についてもいまだに説明義務を果たそうとしていません。

「リワーク」問題に象徴される食の安全と信頼の問題でも団体交渉はじめ一切の場で情報を開示していないことも重大です。

（註）リワーク……売れ残りのインスタントコーヒーを湯に溶かして原料に混ぜ合わせて再使用すること。

「雇用および労使関係」6は、次のように定めています。

従業員の生活に重大な影響を及ぼすような事業活動の変更、特に、一時的なレイオフ及び解雇も含め、集団解雇を伴う構成体の閉鎖を検討するに当たっては、従業員の代表及び適当な場合には関係の政府当局に対し、かかる変更に関する合理的な予告を行い、また最大限実行可能な限度において、悪影響を緩和するため従業員の代表及び所管の政府当局と協力する。各事例の特殊な状況を考慮して、経営者側が最終的な決定を下す前にそのような予告を行うことが望まれる。そのような決定の効果を緩和する上で意義のある協力を提供するために、その他の手段も採用することができる。

「一般方針」2および3は、次のように定めています。

2. 受入国政府の国際的義務及び公約に即しつつ、企業の活動によって影響を受ける人々の人権を尊重する。

3. 健全な商慣行の必要性に則しつつ、現地実業界を含めた現地社会との密接な協力及び国内外の市場における当該企業の活動の発展を通じ、現地の能力の開発を奨励する。

5 . 強引な工場閉鎖による雇用破壊、従業員への犠牲転嫁

ネスレは 1985年に日高工場（北海道沙流郡）を縮小、88年に同工場を閉鎖、2000年に広田工場（兵庫県三原郡）を閉鎖、2003年に姫路工場（兵庫県神崎郡）のギフトボックス製造部門を閉鎖しました。「縮小、閉鎖」にあたってネスレは、当該従業員に「霞ヶ浦工場に転勤するか、退職するか」を迫ったため多数の従業員がやむなく退職に追い込まれました。これらの「縮小、閉鎖」は秘密裏に計画され、その必要性すら疑わしいものであったにもかかわらず、ネスレはそれらを強行しました。これは明らかな雇用破壊、従業員への犠牲転嫁です。

6 . 地元、自治体、政府を無視し、事業所閉鎖で事実上の集団解雇

上記5.の工場縮小・閉鎖は、従業員、労働組合に何一つ知らされることなく、ネスレ社内部の一部だけで秘密裏に計画され、多大な影響をこうむる地元、自治体に対しても突然通告・強行されました。これは「従業員の代表及び適当な場合には関係の政府当局に対し、かかる変更に関する合理的な予告を行う」、「最大限実行可能な限度において、悪影響を緩和

するため従業員の代表及び所管の政府当局と協力する」との指針を真っ向から踏みにじる行為です。

7. さらに具体的な詳細について

上記指針違反のさらに具体的な詳細は必要に応じて陳述するものとします。

三、当事者目録

ネスレS.A

所在地 Avenue Nestle 55, CH-1800 Vevey, Switzerland
代表者 P.Brabeck-Letmathe, Chief Executive Officer
(最高経営責任者 ピーター・ブラベック-レッツマット)
連絡先 (Tel) +41 21 924 2111
(Fax) +41 21 924 4800

ネスレジャパンホールディング株式会社

所在地 登記上の本店所在地は「茨城県稲敷市桜川神宮寺字迎山」であるが、
事実上の本社(ネスレジャパングループ)は、
〒651-0087 神戸市中央区御幸通7-1-15
代表者 代表取締役社長 ホセ・ロペス
連絡先 (Tel) 078-230-7000
(Fax) 078-230-7100

全国労働組合総連合(全労連)

所在地 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F
代表者 議長 熊谷 金道
連絡先 (Tel) 03-5842-5611
(Fax) 03-5842-5620

兵庫県労働組合総連合(兵庫労連)

所在地 〒650-0027 神戸市中央区中町通3-1-16 サンビル301号
代表者 議長 畦布 和隆
連絡先 (Tel) 078-371-4560
(fax) 078-371-4559

ネスル日本労働組合

所在地 〒650-0025 神戸市中央区相生町4-3-17 小藤ビル4C
代表者 本部執行委員長 笹木 泰興
連絡先 (Tel) 078-362-1890
(Fax) 電話に同じ

四、資料

年表
被害一覧
ネスレ不当労働行為命令判決一覧

資料は必要に応じて追加提出するものとします。